

## 22 直接国税犯則事件（査察事件）

### 22-1 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

税 目	起 訴 事 件								有 罪 に 係 る 人 員 及 び 金 額	
	前 年 からの 繰 越 未 決 件 数	本 年 度 起 訴 件 数	起 訴 件 数				未 決 件 数	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金	
			有 罪 件 数	無 罪 件 数	公 訴 権 消 滅 件 数	人 員			金 額	
申 告 所 得 税	17	12	29	19	—	—	10	人	人(社)	千円
法 人 税	9	27	36	20	—	—	16	…	…	561,000
そ の 他	1	1	2	2	—	—	—	…	…	27,000
計	27	40	67	41	—	—	26	…	…	1,236,500

調査期間：平成13年1月1日から平成13年12月31日までの間における事績を示した。

(注) 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

### 22-2 犯則者違反行為別件数

(単位 件)

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第238条	19	第159条	20	ほ脱犯規定	2
第244条	外2	第164条	外20	両罰規定	外1
計	外2	計	外20	計	外1

(注) 1 この表は、「22-1 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。